

防 災 業 務 計 画

(2023年7月修正)

日本原子力発電株式会社

目 次

第1編 総 則

第1節 防災業務計画の目的	1
第2節 実施の基本方針	1
第3節 計画の運用	1
第4節 定義	1

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制	2
第2節 対策組織の運営	7
第3節 社外機関との協調	8
第4節 防災業務設備の整備	9

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育	9
第2節 防災訓練	9
第3節 災害予防措置に関する事項	9
第4節 連絡体制の整備	10
第5節 発電所設備の災害予防措置	10
第6節 環境条件の把握	10

第3章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報, 連絡	10
第2節 災害対策本部の設置	10
第3節 要員の確保	10
第4節 災害時における情報の収集	11
第5節 災害対策用資機材等の確保および整備	11
第6節 災害時における復旧資材の確保	11
第7節 汚染拡大の防止	12
第8節 応急工事	12
第9節 関係諸機関に対する協力の要請	12
第10節 関係機関への協力	12
第11節 災害時における自衛隊の派遣要請	12
第12節 津波警報等発表時の対応	12

第4章 災害復旧に関する事項	
第1節 復旧計画等	13
第3編 首都直下地震緊急対策推進基本計画	
第1章 防災体制の確立	14
第2章 災害予防に関する事項	14
第3章 災害応急対策に関する事項	14
第4章 災害復旧に関する事項	14
第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章 防災体制の確立	14
第2章 災害予防に関する事項	14
第3章 災害応急対策に関する事項	14
第4章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	14
第5章 災害復旧に関する事項	15
第5編 日本海溝・千島海溝地震防災対策推進計画	
第1章 防災体制の確立	15
第2章 災害予防に関する事項	15
第3章 災害応急対策に関する事項	15
第4章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	15
第5章 災害復旧に関する事項	15
別表1 社外機関への通報・連絡経路	16

第 1 編 総 則

第 1 節 防災業務計画の目的

この防災業務計画は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 39 条，南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 5 条および首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）に基づき，電力施設に係る災害予防，災害応急対策および災害復旧を図るため，一般防災業務計画，首都直下地震緊急対策推進基本計画，南海トラフ地震防災対策推進計画，および日本海溝・千島海溝地震防災対策推進計画を定め，災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

なお，原子力災害に係る防災業務計画については，原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条に基づいて各原子力発電所ごとに定める原子力事業者防災業務計画によるものとする。

第 2 節 実施の基本方針

この計画の実施にあたっては，経済産業省，内閣府，原子力規制委員会，地方公共団体その他の関係諸機関と緊密な連絡を図り，防災業務が総合的かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

この計画の具体的実施については，災害対策規程等社内関係規程に定めるところによる。

第 3 節 計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は，災害対策基本法，消防法，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律，原子力災害対策特別措置法，南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法，首都直下地震対策特別措置法等の関連法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は，常に検討を加え，必要があると認められるときは，これを修正する。

第 4 節 定義

この計画において以下に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 一般防災業務計画

首都直下地震緊急対策推進基本計画，南海トラフ地震防災対策推進計画，および日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を除く防災業務計画をいう。

2. 首都直下地震緊急対策推進基本計画

首都直下地震対策特別措置法に基づく推進計画をいい，本店，東海地区が該当する。

3. 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画をいい、東海地区が該当する。

4. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画をいい、東海地区が該当する。

5. 災害

災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。

ただし、第2編から第5編において、災害とは原子力災害対策特別措置法第2条第1号に定める原子力災害を除くものをいう。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 体制の区分

体制区分	災害の情勢
警戒体制	災害が発生するおそれがあると判断された場合
非常事態	地震、火災、その他の原因による一般災害等が発生し、相当な規模の被害が生じた場合またはその恐れがある場合

2. 災害対策本部

発電所に災害が発生し、または発生する恐れがある場合において必要があると認めるときは、災害対策本部を本店および発電所に設置するものとし、それぞれ本部および作業班をもって組織する。

災害対策本部の設置および解除の発令は、本店にあっては社長が、発電所にあっては所長が行う。

3. 本店における災害対策本部

(1) 構成

本店における災害対策本部（総合災害対策本部）の構成は、次のとおりとする。但し、当務者に事故のあるときは、あらかじめ定められた代務者が代行するものとする。

本 部	本部長 副本部長 本部長付 本部補助員	<ul style="list-style-type: none"> ・社長 ・副社長または常務取締役 ・常務執行役員、執行役員、班長以外の者で本部長が指名する者 ・安全室、総務室、経営企画室、開発計画室から庶務班長が指名する3名の者
--------	------------------------------	---

作 業 班	情報班長	・ 発電管理室長または発電管理室長が指名する者
	庶務班長	・ 状況に応じ、以下の者または以下の者が指名する者 発電管理室長，総務室長
	広報班長	・ 地域共生・広報室長または地域共生・広報室長が指名する者
	技術班長	・ 状況に応じ、以下の者または以下の者が指名する者 発電管理室長，廃止措置プロジェクト推進室長，開発計画室長
	放射線管理班長 保健安全班長	・ 発電管理室担当グループマネージャー ・ 総務室長または総務室長が指名する者

(2) 所掌業務

①本部

本部の主な業務は次の各号に掲げる事項とする。

- (イ) 災害対策活動の総括
- (ロ) 災害状況の把握
- (ハ) 発電所災害対策本部の活動に対する助言
- (ニ) 応援計画の決定
- (ホ) 報道対応の決定
- (ヘ) 総合災害対策本部の活動の内容、要員の作業に関する記録のとりまとめ、管理

②作業班

各作業班は、本部の統括のもとに災害対策活動を遂行するものとし、各作業班の主な業務は、次のとおりとする。

(イ) 情報班

- ・ 当該災害に関する情報の収集
- ・ 発電所災害対策本部への指導，援助
- ・ 本店が担当する社外関係機関との連絡・調整および法令上必要な連絡，報告
- ・ 各班との連絡調整

(ロ) 庶務班

- ・ 通信施設の確保
- ・ 定められた総合災害対策本部構成員では災害対策活動を十分行うことができないと判断される場合の、追加要員の選定および本部長承認後の招集
- ・ 応援計画案の作成および各班応援計画案の取りまとめ
- ・ 社内警備
- ・ その他必要な事項

(ハ) 広報班

- ・ 報道機関等（発電所災害対策本部が行うものを除き、国の広報担当箇所を含む。）との対応
- ・ 広報関係資料の作成
- ・ 応援計画案の作成

(ニ) 技術班

- ・ 原子炉・燃料の安全性に係る事項の検討

- ・発電所施設・環境調査施設の健全性の確認
- ・廃止措置に係る技術的事項の検討
- ・発電所の災害対策本部が行う応急活動の検討
- ・応援計画案の作成

(ホ)放射線管理班

- ・放射線管理に係る事項の検討
- ・個人被ばくに係る事項の検討
- ・応援計画案の作成

(ハ)保健安全班

- ・緊急医療に係る事項の検討
- ・応援計画案の作成

4. 発電所における災害対策機関

(1) 構成

発電所における災害対策本部の構成は次のとおりとする。但し、当務者に事故のあるときは、あらかじめ定められた代務者が代行するものとする。

本 部	本部長	・ 所長
	本部長代理	・ 所長代理，副所長，次長
	原子炉主任技術者 *1	・ 原子炉主任技術者
	廃止措置主任者 *2	・ 廃止措置主任者
	本部員 本部補助員	・ 各室長，マネージャー ・ 所長または本部長が指名する者
作 業 班	情報班長	・ 所長があらかじめ定めた者
	広報班長	・ 所長があらかじめ定めた者
	庶務班長	・ 所長があらかじめ定めた者
	保健安全班長	・ 所長があらかじめ定めた者
	技術班長	・ 所長があらかじめ定めた者
	放射線管理班長	・ 所長があらかじめ定めた者
	運転班長 *1	・ 非常事態発生時において運転勤務にある発電長または本部長が指名する者
	廃止措置班長 *2	・ 所長があらかじめ定めた者
保修班長	・ 所長があらかじめ定めた者	
特命班長	・ 所長があらかじめ定めた者	

*1 東海第二発電所，敦賀発電所のみ組織

*2 東海発電所のみ組織

(2) 所掌業務

①本部

本部の主な業務は次の各号に掲げる事項とする。

- (イ) 災害対策活動の統轄
- (ロ) 作業班，社外機関よりの報告に基づく事故状況の把握
- (ハ) 非常事態の通報
- (ニ) 非常事態の解除の決定，通報
- (ホ) 作業方針決定，作業班に対する命令
- (ヘ) 本店，社外関係機関との諸連絡
- (ト) 報道
- (チ) 他事務所および協力会社との連携
- (リ) 作業班への事故状況の通知
- (ス) 地域支援計画の決定および実施の総括
- (ル) 原子力災害合同対策協議会における情報交換
- (7) オフサイトセンター活動の支援

②作業班

各作業班は，本部の統括のもとに災害対策活動を遂行するものとし，各作業班の主な業務は，次のとおりとする。

(イ) 情報班

- ・ 災害に関する情報収集
- ・ 本店総合対策本部との連絡調整
- ・ 内閣総理大臣，経済産業大臣，原子力規制委員会，関係地方自治体など社外機関との連絡調整
- ・ 法令上，安全協定上必要な連絡，調整
- ・ 記録
- ・ オフサイトセンターとの連絡・情報共有

(ロ) 広報班

- ・ 広報関連資料の作成
- ・ 広報に関する関係機関との連絡，調整
- ・ 報道機関との対応
- ・ オフサイトセンター活動の支援

(ハ) 庶務班

- ・ 要員，資機材等の調達，輸送
- ・ 周辺住民の退避活動等への協力
- ・ 地域支援計画の作成，実施
- ・ 所内警備，従事者，来訪者の退避誘導
- ・ 消火活動
- ・ 第二次出動要員および所外者への指示
- ・ 二次災害防止に関する措置

(ニ) 保健安全班

- ・ 医療（救護）に関する措置
- ・ 二次災害防止に関する措置

(ホ) 技術班

- ・ 事故状況の把握，評価
- ・ 事故拡大防止対策の検討
- ・ オフサイトセンター活動の支援

(ハ) 放射線管理班

- ・ 発電所内外の放射線，放射能の測定
- ・ 放射線影響範囲の推定
- ・ 防護服着用指示
- ・ 放射線管理上の立入制限区域の設定および標識の明示
- ・ 災害対策要員の被ばく管理
- ・ 二次災害防止に関する措置
- ・ オフサイトセンター活動の支援

(ト) 運転班 ※東海第二発電所，敦賀発電所のみ組織

- ・ 災害拡大防止に必要な運転上の措置
- ・ 発電用原子炉および附属施設の保安維持
- ・ 消火活動
- ・ オフサイトセンター活動の支援

(チ) 廃止措置班 ※東海発電所のみ組織

- ・ 災害拡大防止に必要な保安上の措置
- ・ 原子炉および附属施設の保安維持
- ・ 消火活動
- ・ 廃止措置に係る技術的事項の検討

(リ) 保修班

- ・ 災害拡大防止に必要な応急復旧
- ・ 放射性物質の汚染除去
- ・ オフサイトセンター活動の支援

(ヌ) 特命班

- ・ 不測の事態への対応

第2節 対策組織の運営

1. 権限の行使

- (1) 非常事態が発令された場合、発電所の対策等に関する一切の業務は、発電所災害対策本部のもとで行う。
- (2) 本部長は、職制上の権限を行使してこの計画に基づく対策活動等を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置を講じることとする。
なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) 発電所災害対策本部の要員は、本部長および班長等の指揮のもとで、己の属する班の業務、事故の役割・任務等に基づき対策に従事する。

2. 招集

本部長は、非常事態発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の招集を指示する。

(1) 指令伝達および情報連絡の経路

本部設置後の指令の伝達および情報連絡については、各本部内の情報伝達、集約を情報班が行い、詳細情報の連絡は業務分掌に応じて各班ごとに本部間の情報連絡を行う。

(2) 原子力災害との複合災害発生時の対応

災害と同時に原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報すべき事態（原子力災害対策指針で定める警戒事態を含む。）となった場合には、原子力事業者防災業務計画で定める災害対策本部を本店および発電所に設置、運営する。

第3節 社外機関との協調

1. 地方防災会議等

平常時には、各事業所が当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には、各事業所が当該地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑・適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させるとともに、陳述その他の協力を求められた場合はこれに協力する。

また、地域防災業務計画の作成等に関して協力する。

(2) 災害対策本部との協調

この計画が円滑・適切に行われるようあらかじめ定められた対策要員を派遣し、次の事項に関し協調をとる。

- ① 災害に関する情報の提供および収集
- ② 災害応急対策および災害復旧対策

2. 防災関係機関との協調

警察，消防，地方気象台，自衛隊等の防災機関とは平常時から協調し，防災情報の提供，収集等相互連携対策を整備しておく。

3. 他電力会社等との協調

他電力会社，請負会社および隣接企業等と協調し，要員，資材，輸送力等の相互融通等，災害時における相互応援体制を整備しておく。

4. 電力広域的運営推進機関との協調

電力広域運営推進機関会員と協調し，要員，資材等の相互融通等，災害時における相互応援体制を整備しておく。

第4節 防災業務設備の整備

防災業務に必要な次の設備の整備をはかり，災害発生時における迅速・的確な防災活動に資するものとする。

1. 観測施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより，ラジオ，テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため，必要に応じ次の諸施設および設備を強化，整備する。

- (1) 風向，風速の観測施設および設備
- (2) 潮位，波高等の観測施設および設備

2. 通信連絡施設および設備

災害時の情報連絡，指示，報告等のため，必要に応じ次の諸施設および設備の強化，整備を図る。

- (1) 無線伝送設備
 - ① マイクロ波無線等の固定無線施設および設備
 - ② 移動無線施設および設備
 - ③ 衛星通信施設および設備
- (2) 有線伝送設備（通信ケーブル）
- (3) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）
- (4) 通信設備用電源設備
- (5) 一斉放送装置

3. 非常用電源の整備

本店および発電所には，長時間停電に備え，災害対策活動に必要な通信設備，照明等の非常用電源を確保する。

なお，非常用電源の整備にあたっては，十分な燃料の確保に努めるとともに，通常電源系統と非常用電源系統の区分により災害時における電源確保を行う。

4. コンピュータシステムの整備

コンピュータシステムについては，耐震性の確保を図るとともに重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備を図る。

5. 消火・防火設備

被害の軽減を図るため、法に基づき次の消防に関する施設および設備の整備を図る。

- (1)燃料タンク消火設備
- (2)化学消防車
- (3)消火栓，消火用屋外給水設備
- (4)各種消火器具および消火剤
- (5)火災報知器，非常通報設備等の通信施設および設備

6. 発電所周辺の環境放射能測定設備

発電所周辺の放射能を測定するため、モニタリングポスト，移動用測定装置，試料測定装置等の整備を図る。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

本店，発電所およびその他の事業所においては，社員等に対し，災害に関する専門知識の普及，関係法令集，関係パンフレット等の配布，検討会の開催，社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

第2節 防災訓練

本店，発電所およびその他の事業所においては，災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し，災害時にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお，訓練実施にあたっては，実践的な内容とし，抽出された課題については，速やかに改善を行うとともに，次回訓練に反映させる。

また，国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第3節 災害予防措置に関する事項

1. 火災，爆発および油流出等の対策

消防法に基づき設備毎に所要の対策を講じる。

- (1)防火・防災管理者，副防火・防災管理者の選任および規定作成による管理体制確立
- (2)自営消防組織，共同消防組織による化学消防車など防災資機材等の設置およびこれに必要な防災要員の配置
- (3)連絡通報体制その他防災体制の確立

2. 地震対策

その地域で予想される地震動等を勘案するほか，発電用原子炉設備に関する技術基準等に基づいて安全上の重要度に応じて耐震設計を行う。

3. 津波対策

その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し，安全上の重要度に応じて，対策する。

4. その他の災害対策

その地域で予想される、地震、津波以外の災害（台風、竜巻、豪雪等）については、安全上の重要度に応じて、対策する。

第4節 連絡体制の整備

発電所に災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下、「災害発生時」という。）に、その情報を正確かつ迅速に伝達し、または、伝達を受けるため平素から通信手段を整備するとともに関係諸機関との通報連絡体制を整備しておくものとする。

第5節 発電所設備の災害予防措置

発電所設備の設置および運用にあたっては、電気事業法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律その他関係法令ならびにこれらに基づき定める規定等に従い、安全性の確保に万全を期するものとする。

第6節 環境条件の把握

発電所内外の環境放射能の測定・監視を行うとともに気象状況、人口分布、道路網等必要な環境条件を把握し、災害発生時における的確な応急対策の樹立に資するものとする。

第3章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報、連絡

1. 通報、連絡の経路

本店または発電所において発生したまたは発生するおそれのある災害、事故等に関する社外連絡先を別表1に示す。

2. 通報、連絡の方法

通報、連絡は第2編第1章第4節2項「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を利用して行うこととする。

第2節 災害対策本部の設置

災害発生時において、平常時組織では事故の原因除去、拡大防止等の活動を迅速、適切に行うことが出来ないと判断される場合は、本店および発電所に災害対策本部を設置し、平常時組織による業務運営を停止して、災害対策活動に当たるものとする。

災害対策本部要員の招集は、あらかじめ定めるところによるものとする。

第3節 要員の確保

1. 対策要員の確保

災害発生時において、災害対策要員の招集を円滑に行うため、あらかじめ要員の招集計画を定めておくものとする。

第4節 災害時における情報の収集、連絡

1. 情報の収集、報告

災害発生時において、本店および発電所の本部長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、総合的被害状況の把握に努める。

(1) 一般情報

- ① 気象、地震情報
- ② 一般被害情報

発電所、本店間の公共交通機関の運行状況、道路状況

- ③ 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関等への対応状況）
- ④ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当社被害情報

- ① 原子力施設等の被害状況および復旧状況
- ② 停電による主な影響状況
- ③ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項
- ④ 従業員の被災状況
- ⑤ その他災害に関する情報

2. 通話制限

- (1) 災害時の保安通信を確保するため、本店および発電所の本部長は、必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講じる。
- (2) 非常事態の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めるときは、本店にあつては総務室長、発電所にあつては所長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

1. 災害対策用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具消耗品、保護具等の確保に努める。

2. 災害対策用資機材の輸送

車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

3. 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い非常事態に備える。

4. 食糧、医療、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

第6節 災害時における復旧資材の確保

災害発生時には、災害対策用資機材のほか、当該事業所以外の当社事業所で保有する資材を転用投入するとともに関係業者に所要資材の緊急転用を要請する。また、必要に応じ関係諸機関に対し保有資材の緊急転用を要請する。

1. 調達

発電所本部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (1) 現地調達
- (2) 本部相互の流用
- (3) 他電力会社等からの融通

2. 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

3. 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

第7節 汚染拡大の防止

原子炉施設での災害発生時には、直ちに放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置をとるものとする。

第8節 応急工事

災害発生時における応急工事は、災害の規模、設備の重要度、被害の状況に応じ、適切に行うものとする。

第9節 関係諸機関に対する協力の要請

災害発生時において、その被害の発生または拡大を防止するために必要があると認められるときは、関係諸機関に対し協力を要請するものとする。

第10節 関係諸機関への協力

災害発生時において、関係諸機関から協力を求められたときは、災害状況の把握、資機材の融通、所員の派遣、広報等に関し必要な協力をするものとする。

第11節 災害時における自衛隊の派遣要請

被害がきわめて大きく、復旧対応が困難な場合等、応援を必要と判断される場合には、本店および発電所の本部長は、被害地域の都県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第12節 津波警報等発表時の対応

1. 情報伝達、避難

(1) 発電所

防災行政無線等により津波警報の発表を確認した場合は、一斉放送装置などを使い、海岸付近の作業員等に対して安全な場所に避難するよう周知する。

また、見学者、訪問者等に対しても避難誘導等の的確な安全措置を講じる。

(2) 本店

防災行政無線（同報無線），有線放送，広報車などにより津波警報の発表や津波避難勧告の発令を確認した場合は，高所に避難する。

2. 津波来襲に備えた措置

(1) 発電所

津波警報の発表を確認した場合は，海岸付近の仕掛り中の工事，作業等は速やかに中止する。

この際，作業員等の津波からの避難に要する時間に配慮したうえで，状況に応じて以下の応急安全措置を実施する。

- ①高圧ガス，燃料油，危険物の漏えい防止措置
- ②火気使用の禁止，作業用電力，作業用エンジン類の停止
- ③車両や船舶の移動

(2) 本店

津波警報の発表や津波避難勧告の発令を確認した場合は，仕掛り中の工事，作業等は速やかに中止する。

この際，作業員の津波からの避難に要する時間に配慮したうえで，状況に応じて(1)に準じた措置を実施する。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画等

発電所本部は，各設備の被害状況を把握し，次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてる

1. 復旧応援要員の必要の有無
2. 復旧要員の配置状況
3. 復旧資材の調達
4. 復旧作業の日程
5. 仮復旧の完了見込
6. 宿泊施設，食糧等の手配
7. その他必要な対策

第3編 首都直下地震緊急対策推進基本計画

第1章 防災体制の確立

第2編第1章に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第2編第2章に準ずる。

第3章 災害応急対策に関する事項

第2編第3章に準ずる。

第4章 災害復旧に関する事項

第2編第4章に準ずる。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

第2編第1章に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第2編第2章に準ずる。

第3章 災害応急対策に関する事項

第2編第3章に準ずる。

第4章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

1. 津波からの避難

(1) 避難対策

地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地区の事業所においては、避難場所、避難経路および避難方法を定め、津波が来襲した場合の備えに万全を期する。

(2) 津波警報等発表時の情報伝達、避難

第2編第3章第12節1項に準ずる。

2. 避難誘導

津波警報の発表や津波避難勧告の発令を確認した場合は、発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講ずる。

3. 津波来襲に備えた措置

第2編第3章第12節2項に準ずる。

第5章 災害復旧に関する事項

第2編第4章に準ずる。

第5編 日本海溝・千島海溝地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

第2編第1章に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第2編第2章に準ずる。

第3章 災害応急対策に関する事項

第2編第3章に準ずる。

第4章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第4編第4章に準ずる。

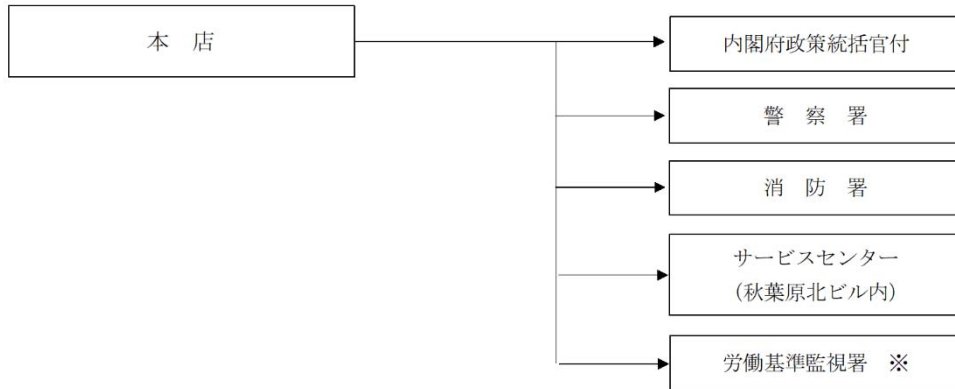
第5章 災害復旧に関する事項

第2編第4章に準ずる。

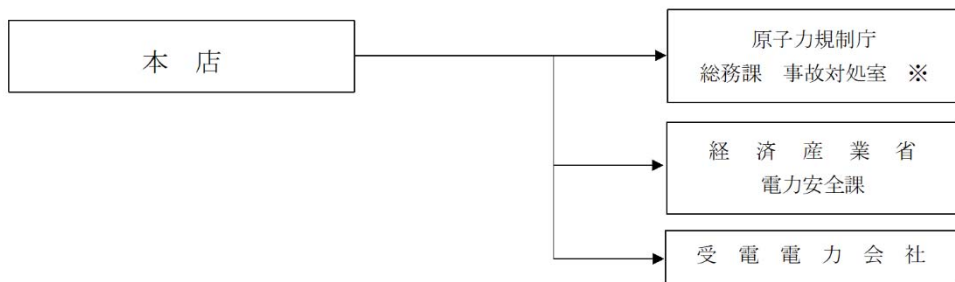
以上

社外機関への通報・連絡経路

○本店における災害、事故等



○発電所等における災害、事故等



※労働災害の場合